（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十九条の二の二　法第二十三条の三第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条の二第一項に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の三の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

（削る）

一～四　（略）

五　前条第一項第五号の区別

2　（略）

（報酬月額変更の基準日届出）

第十九条の三　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十八条第三項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第九条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

第十九条の四　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十九条の二第二項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第十条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～七　（略）

第十九条の四の二　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十九条の二第二項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第十条の二の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～七　（略）

（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十九条の二の二　法第二十三条の三第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条の二第一項に規定する申出書に次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の三の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者にあつては、被保険者の種別

二～五　（略）

六　第十五条の二第六号の区別

2　（略）

（報酬月額変更の基準日届出）

第十九条の三　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十八条第三項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第九条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～六　（略）

第十九条の四　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十九条の二第二項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより船員保険法施行規則第十条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～七　（略）

第十九条の四の二　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十九条の二第二項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第十条の二の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～七　（略）